

「住宅用太陽光発電設備の点検が義務化された」と称して訪問し、高額な契約を結ばせようとする点検商法が増えています。

【事例】

「太陽光発電設備の点検が義務化されたので無料点検に来た」という業者が自宅に訪れた。さらに「太陽光パネルの火災事故も増えている」と言われ、不安に感じて点検をお願いした。

点検後、業者から「経年劣化しており、長く利用するにはクリーニングが必要だ。40万円かかる」と言われて契約した。

契約後、家族に相談すると「だまされているのでは。解約した方がいい」と言われた。

アドバイス

- 太陽光発電設備を安全に利用するには、定期的な点検が必要ですが、点検の義務対象かどうかは、各設備が該当する関連法令によって異なります。
- 太陽光発電の点検義務の対象は、出力50kW以上の設備と、F I T 認定を受けた設備の大きく分けて2つです。所有している設備の状況を確認し、不明な場合は、販売店や施工業者、メーカーに相談しましょう。
- 知らない業者から点検を勧められたときは、即答せず



慎重に判断しましょう。

- 点検を依頼した業者とその場で契約した場合は、クリーニング・オフできる可能性があります。
- 不安に思った場合は、消費者ホットライン(☎188)や消費生活センター、警察相談専用電話(☎#9110)に相談してください。

岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)